	添加物	混合ソーセージ 名称	原材料名
二　使用した畜肉、種もの又は結着材料が二種類以上である場合は、一の規定にかかわらず、「畜肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「豚肉、牛肉」、「グリンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三　レバーソーセージ及びレバーペーストに使用する肝臓は、一の規定にかかわらず、「肝臓」の文字の次に、括弧を付して、「豚、牛」等と家畜、家きん及び家兎の別の種類名を併記した名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、家畜、家きん又は家兎の肝臓が一種類の場合は、「豚肝臓」等と表示する。 四　魚肉は、一の規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等と、その最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 五　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、「ぶどう糖果糖液糖・砂糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	次に定めるところにより表示する。 一　「混合ソーセージ」と表示する。ただし、加圧加熱混合ソーセージにあっては、「加圧加熱混合ソーセージ」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次の一から四までに定めるところにより表示する。 一　「豚肉」、「鯨肉」、「豚脂肪」、「牛じん臓」、「グリンピース」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「異性化液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖混合高果糖液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」と表示することができる。 二　使用した畜肉、種ものの又は結着材料が二種類以上である場合は、一の規定にかかわらず、「畜肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「豚肉、牛肉」、「グリンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

	添加物	ベーコン類 名称	原材料名
三　魚肉は、一の規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 四　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、「砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」と、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、「ぶどう糖果糖液糖・砂糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は、「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖混合高果糖液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」と表示することができる。	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	次に定めるところにより表示する。 一　ベーコンにあっては「ベーコン」と、ロースベーコンにあっては「ロースベーコン」と、ショルダーベーコンにあっては「ショルダーベーコン」と表示する。 二　ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあっては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　原料肉は、ベーコンにあっては「豚ばら肉」と、ロースベーコンにあっては「豚ロース肉」と、ショルダーベーコンにあっては「豚肩肉」と表示する。 二　原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「異性化液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖混合高果糖液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」と表示することができる。 ロ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、水あめ類」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と、「ぶどう糖果糖液糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と表示する場合は、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と表示する場合は、「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖混合高果糖液糖」と表示することができる。